

保険金・給付金等の請求手続に関するQ & A

～ 東北関東大震災により被害を受けられました方について ～

(2011年3月31日現在)

【質問1】

Q. 今回の地震や津波による被災でも保険金・給付金は支払われるのか？

A. 地震や津波による約款の免責条項を適用することなく、支払事由に該当する全ての保険金・給付金等をお支払いいたします。

【質問2】

Q. 地震や津波などで保険証券を紛失してしまいましたが、請求手続に問題はあるか？

A. 本人確認ができれば、保険証券がなくても手続に問題はありません。

【質問3】

Q. 保険料の支払いを待ってもらうことはできるか？

A. 災害救助法適用地域のお客様につきましては、お申出がございましたら、保険料のお支払いを最長6ヶ月猶予させていただきます。

【質問4】

Q. ご請求する際の書類が揃わないと請求ができないのか？

A. ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応いたします。

【質問5】

Q. 入院など自分で連絡ができない場合、家族が代わりに問合せしても対応してもらえるのか？

A. ご家族からのお問合せなどにも、お客様の状況をお伺いさせていただき、柔軟にご対応いたしますのでご相談ください。

ご契約などに関するご相談窓口

ネクスティア生命 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-953-831 (通話料無料・携帯電話可)

受付時間：月～金 9:00～22:00、土日祝日 9:00～18:00

(年末年始の弊社休業日を除く)